

徳島県地域防災計画(修正案)の概要

1 地域防災計画について

- 「災害対策基本法」に基づく本県の災害対策の基本となる計画であり、国が定める「防災基本計画」との整合を図りながら「県防災会議」が決定
- 本計画は、県・国・市町村及び防災関係機関の災害対策における「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」について対処すべき事項を定めたもの

2 主な修正(追加)項目

(1) 避難所における「新型コロナウイルス感染症」対策

- **分散避難の推進**
 - ・ 県及び市町村は、避難所において感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から必要な措置を検討する。
 - ・ 市町村は、指定避難所以外の避難所（サブ避難所）の確保や、ホテルや旅館の活用について検討する。
 - ・ 県及び市町村は、適切な避難行動について住民に対して啓発を行う。
- **避難所における感染症対策**
 - ・ 市町村は、「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に「避難所運営マニュアル」を作成する
 - ・ 市町村は、テント、パーティション等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努める。
- **自助・共助の取組促進**
 - ・ 市町村は、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練等の実施に努める。
 - ・ 県及び市町村は、マスクや消毒液等の家庭での備えについて周知啓発に努める。

[p.17 (共通対策編 第2章 災害予防 第1節 防災知識の普及・啓発)]

[p119 (共通対策編 第3章 災害応急対策 第9節 避難対策の実施)]

[p253 (南海トラフ地震対策編 第2章 災害予防 第3節 土砂災害等予防対策)]

[p308 (風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 水害予防対策)]

(2) 「高潮浸水想定」の策定に伴う施策・取組

○ 高潮氾濫危険情報の伝達

- ・ 県は、水位周知海岸において、切迫する高潮から住民等が緊急的に屋内の上階や近隣の建物などへ避難する目安となる「高潮特別警戒水位」に達した場合、「高潮氾濫情報」として市町村等に通知する。

○ 高潮時における警戒避難体制の整備

- ・ 市町は、「高潮浸水想定区域」の指定があったときは、水位情報の伝達方法、避難場所その他浸水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。
- ・ 市町は、「高潮浸水想定区域」内の高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては、当該施設の名称及び所在地、並びに水位情報の伝達方法を定めるとともに、施設の利用者に周知する。

[p312 (風水害対策編 第1章 災害予防 第3節 高潮・浸水等予防対策)]

(3) 近年の災害を踏まえた取組み

令和元年東日本台風

○ 警戒レベルととるべき行動の更なる理解促進

- ・ 県及び市町村は、避難に関する情報の意味（安全な親戚・知人宅等への避難、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」等）の理解促進に努める。
- ・ 県及び市町村は、ハザードマップ等の配布等に際して、地域の災害リスク等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

[p253 (南海トラフ地震対策編 第2章 災害予防 第3節 土砂災害等予防対策)]

[p308 (風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 水害予防対策)]

令和元年房総半島台風

○ 長期停電・通信障害への対応

- ・ 県及び市町村は、事前伐採による予防保全や復旧作業の迅速化に向けた電気事業者等との連携を強化する。
- ・ 県は、あらかじめ病院や行政庁舎等における非常用電源の設置状況等のリストに基づき、発災時には、電源車の優先配備先の円滑な調整に努める。

[p59 (共通対策編 第2章 災害予防 第15節 大規模停電・通信障害への備え)]

[p184 (共通対策編 第3章 災害応急対策 第28節 公共土木施設等の応急対策)]

○ 被災者への物資支援

- ・ 県及び市町村等は、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し情報共有するなど、速やかな物資支援体制を強化する。

[p54 (共通対策編 第2章 災害予防 第12節 物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備)]

[p152 (共通対策編 第3章 災害応急対策 第18節 飲料水・食料及び物資等の供給)]

(4) 国の防災基本計画の修正に伴う取組み

○ 防災機能を有する「道の駅」の整備推進

- ・ 県及び市町村等は、防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

[p50 (共通対策編 第2章 災害予防 第11節 防災拠点施設等の整備)]

○ ボランティア、NPO等の支援による災害廃棄物処理の効率化

- ・ 市町村は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会等と連携し、効率的な搬出を行うものとする。

[p166 (共通対策編 第3章 災害応急対策 第22節 廃棄物の処理)]

(5) その他、県施策等の推進に伴う取組み

○ 安否不明者等の氏名等の公表

- ・ 県は、迅速な搜索活動等に必要な場合には、情報の正確性に配慮して、安否不明者等の氏名等を公表する。

[p142 (共通対策編 第3章 災害応急対策 第15節 救出・救助対策)]

○ 自動車へのこまめな満タン給油の啓発

- ・ 県及び市町村等は、災害時における自動車の燃料不足への備えとして、平常時からの自動車へのこまめな満タン給油の周知啓発に努める。

[p. 17 (共通対策編 第2章 災害予防 第1節 防災知識の普及・啓発)]